

令和四年内閣府・財務省令第三号

株式会社日本政策金融公庫の供給確保促進円滑化業務の実施に関し必要な事項を定める命令

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和四年法律第四十三号）第十五条第一項、第十六条第一項、第二項、第三項及び第四項第三号イ、第十九条第一項第三号、第二十条並びに第二十二條第一項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、株式会社日本政策金融公庫の供給確保促進円滑化業務の実施に関し必要な事項を定める命令を次のように定める。

（定義）

第一条 この命令において使用する用語は、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和四年法律第四十三号。以下「法」という。）において使用する用語の例による。

（供給確保促進円滑化業務実施方針）

第二条 法第十五条第一項の供給確保促進円滑化業務実施方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 供給確保促進円滑化業務の実施体制に関する事項

二 供給確保促進円滑化業務に関する次に掲げる事項

イ 貸付けの対象

ロ 貸付けの方法

ハ 利率

ニ 償還期限

ホ 据置期間

ヘ 償還の方法

ト イからへまでに掲げるもののほか、貸付けに関する事項

三 供給確保促進円滑化業務による信用の供与の対象とする貸付けの条件に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、供給確保促進円滑化業務を効果的かつ効率的に実施するために必要な事項

（指定金融機関に係る指定の申請等）

第三条 法第十六条第一項の規定により指定を受けようとする者（以下「指定申請者」という。）は、様式第一による申請書を、内閣総理大臣及び財務大臣に提出しなければならない。

一 前項の申請書の提出は、法第十六条第二項の主務省令で定める書類として次に掲げる書類を添付して行わなければならない。

二 定款及び登記事項証明書（これらに準ずるものを含む。）

三 申請に係る意思の決定を証する書面

四 法人である場合においては、指定申請者の総株主等の議決権（総株主、総社員、総組合員又は総出資者の議決権をいう。）の百分の五以上の議決権を保有しているものの氏名又は商号若しくは

名称、住所又は主たる営業所若しくは事務所所在地及びその保有する議決権の数を記載した書面

五 法第十六条第一項第一号の金融機関としての行政庁の免許、認可、承認その他これらに類するもの（以下この号において「免許等」という。）を受けていることを証する書面、当該免許等の申請の状況を明らかにした書面又はこれらに代わる書面

六 指定申請者が法第十六条第四項各号に該当しない旨を誓約する書面

七 役員が法第十六条第四項第三号イ及びロのいずれにも該当しない旨を当該役員が誓約する書面

3 内閣総理大臣及び財務大臣は、法第十六条第一項の規定により指定するに当たり、前項各号に掲げる書類のほか必要な書類を提出させることができる。

（供給確保促進業務規程の記載事項）

第四条 法第十六条第三項の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 供給確保促進業務の実施体制に関する事項

イ 供給確保促進業務を統括する部署に関する事項

ロ 供給確保促進業務に係る人的構成に関する事項

ハ 供給確保促進業務に係る監査の実施に関する事項

ニ 供給確保促進業務を行う地域に関する事項

ホ 供給確保促進業務に係る相談窓口の設置に関する事項

二 供給確保促進業務の実施方法に関する事項

イ 貸付けの相手方

ロ 貸付けの対象となる資金

ハ 貸付けの限度額

ニ 貸付けの手續及び審査に関する事項

- 三 貸付けのために必要な供給確保促進円滑化業務による信用の供与の内容に関する事項
 - 四 供給確保促進業務に係る債権の管理に関する事項
 - 五 供給確保促進業務に係る帳簿の管理に関する事項
 - 六 供給確保促進業務の委託に関する事項
 - 七 その他供給確保促進業務の実施に関する事項
(法第十六条第四項第三号イの主務省令で定める者)
- 第五条** 法第十六条第四項第三号イの主務省令で定める者は、精神の機能の障害により役員の職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。
(指定金融機関の商号等の変更の届出)
- 第六条** 法第十七条第二項の規定による届出は、様式第二による届出書により行わなければならない。
(供給確保促進業務規程の変更の申請等)
- 第七条** 指定金融機関は、法第十八条第一項の規定により供給確保促進業務規程の変更の認可を受けようとするときは、様式第三による申請書に次に掲げる書類を添付して、これを内閣総理大臣及び財務大臣に提出しなければならない。
一 変更する規定の新旧対照表
二 変更後の供給確保促進業務規程
三 変更に関する意思の決定を証する書面
(協定に定める事項)
- 第八条** 法第十九条第一項第三号の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。
一 供給確保促進業務の内容及び実施方法に関する事項
二 供給確保促進円滑化業務の内容及び実施方法に関する事項
三 供給確保促進業務に係る債権の管理に関する事項
四 その他供給確保促進業務及び供給確保促進円滑化業務の実施に関する事項
(帳簿の記載)
- 第九条** 法第二十条の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。
一 供給確保促進業務の実施状況
二 供給確保促進業務に係る債権の状況
三 供給確保促進業務を行うために株式会社日本政策金融公庫から受けた供給確保促進円滑化業務による信用の供与の状況
- 2 前項各号に掲げる事項が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクに記録され、必要に応じ指定金融機関において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもって帳簿への記載に代えることができる。
 - 3 指定金融機関は、帳簿(前項の規定による記録がされた同項のファイル又は磁気ディスクを含む。)を、供給確保促進業務に係る債権が弁済その他の事由により消滅した日から起算して五年間保存しなければならない。
(供給確保促進業務の休廃止の届出)
- 第十条** 指定金融機関は、法第二十二条第一項の規定により供給確保促進業務の全部又は一部の休止又は廃止の届出をしようとするときは、様式第四による届出書に次に掲げる書面を添付して、これを内閣総理大臣及び財務大臣に提出しなければならない。
一 休止又は廃止に関する意思の決定を証する書面
二 供給確保促進業務の全部又は一部を廃止しようとする場合にあつては、当該廃止までの日程を記載した書面及び当該廃止後の措置を記載した書面
(申請等の方法)
- 第十一条** 法第十六条第一項、法第十七条第二項、法第十八条第一項及び法第二十二条第一項並びに第三条、第六条、第七条及び前条の規定による内閣総理大臣及び財務大臣に対する指定申請書、認可申請書、届出書その他の書類の提出は、内閣総理大臣又は財務大臣のいずれか一の大臣に、正本及びその写し各一通を提出することにより行うことができる。この場合において、当該書類は、当該一の大臣が提出を受けた日において他の大臣に提出されたものとみなす。
(立入検査の証明書)
- 第十二条** 法第四十八条第五項の規定により立入検査をする職員の身分を示す証明書は、様式第五によるものとする。
(供給確保促進業務の実施が困難となる事象等が発生したと認めたとときの報告)
- 第十三条** 指定金融機関は、供給確保促進業務を適切に実施することが困難となり、又は困難となるおそれ大きい事象が発生したと認めたとときは、遅滞なく、内閣総理大臣及び財務大臣にその旨を報告しなければならない。
- 2 前項の報告は、内閣総理大臣又は財務大臣のいずれか一の大臣に報告することにより行うことができる。この場合において、当該報告は、当該一の大臣が報告を受けた日において他の大臣に報告されたものとみなす。

この命令は、公布の日から施行する。

様式第一 (第3条第1項関係)

指定金融機関指定申請書

内閣総理大臣 名 殿
財務大臣 名 殿

年 月 日

住 所
名 称
代表者の氏名

指定金融機関の指定を受けたいので、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律第16条第1項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1. 商号又は名称及び住所
2. 役員の氏名及び役職名
3. 供給確保促進業務を行おうとする営業所又は事業所の名称及び所在地
4. 供給確保促進業務を開始しようとする日付

(注)「役員」は、金融機関の区分に応じ、必要に応じて次頁を使用し、以下のものについて記載すること。ただし、添付書類に該当する記載がなされている場合には、その旨を記載して省略することは、差し支えない。

- 1 銀行、長期信用銀行、株式会社商工組合中央金庫及び株式会社日本政策投資銀行 取締役(委員会設置会社にあつては、執行役)及び監査役
- 2 信用金庫及び信用金庫連合会並びに信用協同組合及び協同組合連合会 理事及び監事
- 3 労働金庫及び労働金庫連合会 理事及び監事
- 4 農業協同組合及び農業協同組合連合会 理事、監事及び経営管理委員(農業協同組合にあつては、定款の定めるところにより、経営管理委員を置いている場合に限る。)
- 5 漁業協同組合及び漁業協同組合連合会 理事、監事及び経営管理委員(定款の定めるところにより、経営管理委員を置いている場合に限る。)
- 6 水産加工業協同組合及び水産加工業協同組合連合会 理事及び監事
- 7 農林中央金庫 理事、監事及び経営管理委員

(備考)

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第二（第6条関係）

指定金融機関商号等変更届出書

年 月 日

内閣総理大臣 名 殿
財務大臣 名 殿

住 所
名 称
代表者の氏名

- (1) 指定金融機関の商号若しくは名称又は住所
(2) 供給確保促進業務を行う営業所又は事務所の所在地

を変更するので、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律第17条第2項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

1. 変更事項

届出事項	変更前	変更後	変更年月日	備考

2. 変更の理由

(備考)
用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第三（第7条関係）

供給確保促進業務規程変更認可申請書

年 月 日

内閣総理大臣 名 殿
財 務 大 臣 名 殿住 所
名 称
代表者の氏名

供給確保促進業務規程の変更について認可を受けたいので、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律第18条第1項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1. 変更の内容
2. 変更予定年月日
3. 変更の理由

(備考)

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第四（第10条関係）

供給確保促進業務休廃止届出書

年 月 日

内閣総理大臣 名 殿
財 務 大 臣 名 殿住 所
名 称
代表者の氏名

供給確保促進業務の一部（全部）を休止（廃止）するので、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律第22条第1項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

1. 休止（廃止）しようとする供給確保促進業務の範囲
2. 休止（廃止）しようとする日付
3. 休止しようとする場合にあっては、その期間
4. 休止（廃止）の理由

(備考)

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第五（第12条関係）

表

年 月 日発行第 号（ 年 月 日まで有効）

職 名	氏 名	生 年 月 日

(写真)

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律第48条第5項による立入検査証

裏

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律抜粋
(報告徴収及び立入検査)

第四十八条 (略)

2～4 (略)

5 主務大臣は、この章の規定の施行に必要な限度において、指定金融機関に対し、供給確保促進業務に関し必要な報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、指定金融機関の営業所若しくは事務所その他必要な場所に立ち入り、供給確保促進業務に関し質問させ、若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

6・7 (略)

8 前三項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときはこれを提示しなければならない。

9 第五項から第七項までの規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第九十六条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

一～四 (略)

五 第四十八条第五項から第七項まで、第五十八条第二項又は第八十四条第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、又は当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

六・七 (略)

(備考) 用紙の大きさは、日本産業規格B8とする。